

計 量 証 明 書

整理番号 KW-23 0893

報告書作成年月日

2023 年 7 月 28 日

計量証明事業所
北海道知事登録第610号

洞 爺 ク リ ー ン 有 限 会 社 殿

株 式 会 社 環 境 リ サ ー チ

〒062-0922 札幌市豊平区中の島2条9丁目1番1号

TEL (011) 837-8780 (代)

環 境 計 量 士 川 村 尚

計量士登録番号 第2145号



2023 年 7 月 21 日 付 採 取 の 試 料 に つ い て 下 記 の 通 り 証 明 し ま す 。

業 務 名	: 処 分 場 水 質 等 採 取 分 析 業 務
試 料 名	: 地 下 水 N o . 2

採 取 地 点	観 測 孔								
採 取 日 時	2023年7月21日		10:25	天 候	晴 れ	気 温	22.0 °C	水 温	8.8 °C
外 観	若干濁り有り		臭 気 の 有 無	無 し					
採 水 者	田 巻 利 一			(所 属) 株 式 会 社 環 境 リ サ ー チ					
No.	分 析 項 目	単 位	基 準 値	分 析 結 果		分 析 方 法		定 量 下 限 値	
1	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	20以下	0.5未満		JIS K 0102 21 及び 32.3		0.5	
2	化学的酸素要求量 (COD-Mn)	mg/L	40以下	1.1		JIS K 0102 17		0.5	
3	※ 電気伝導率 (EC)	mS/m	—	19.8		JIS K 0102 13		—	
4	塩化物イオン	mg/L	—	9		下水試験法 (2012) 第2編第1章第31節, 1 (1)		1	
5	カドミウム	mg/L	0.003以下	0.0003未満		JIS K 0102 55.3		0.0003	
6	全シアン	mg/L	検出されないこと	0.1未満		JIS K 0102 38.1.2 及び 38.3		0.1	
7	鉛	mg/L	0.01以下	0.001		JIS K 0102 54.3		0.001	
8	六価クロム	mg/L	0.05以下	0.01未満		JIS K 0102 65.2.1		0.01	
9	砒素	mg/L	0.01以下	0.001未満		JIS K 0102 61.2		0.001	
10	総水銀	mg/L	0.0005以下	0.0005未満		昭和46年環境庁告示第59号付表2		0.0005	
11	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	0.0005未満		昭和46年環境庁告示第59号付表3		0.0005	
12	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	0.0005未満		昭和46年環境庁告示第59号付表4		0.0005	
13	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.001未満		JIS K 0125 5.1		0.001	
14	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.001未満		JIS K 0125 5.1		0.001	
15	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	0.002未満		JIS K 0125 5.1		0.002	
16	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	0.0002未満		JIS K 0125 5.1		0.0002	
17	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	0.0004未満		JIS K 0125 5.1		0.0004	
18	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	0.002未満		JIS K 0125 5.1		0.002	
19	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	0.004未満		JIS K 0125 5.1		0.004	
20	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	0.01未満		JIS K 0125 5.1		0.01	
21	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	0.0006未満		JIS K 0125 5.1		0.0006	
22	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	0.0002未満		JIS K 0125 5.1		0.0002	
23	チウラム	mg/L	0.006以下	0.0006未満		昭和46年環境庁告示第59号付表5		0.0006	
24	シマジン	mg/L	0.003以下	0.0003未満		昭和46年環境庁告示第59号付表6 第1		0.0003	
25	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	0.002未満		昭和46年環境庁告示第59号付表6 第1		0.002	
26	ベンゼン	mg/L	0.01以下	0.001未満		JIS K 0125 5.1		0.001	
27	セレン	mg/L	0.01以下	0.001未満		JIS K 0102 67.2		0.001	
28	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	0.005未満		昭和46年環境庁告示第59号付表8 第2		0.005	
29	クロロエチレン	mg/L	0.002以下	0.0002未満		平成9年環境庁告示第10号付表 (第1)		0.0002	
30	ほう素	mg/L	—	0.1未満		JIS K 0102 47.3		0.1	
31	ふっ素	mg/L	—	0.08未満		JIS K 0102 34.1		0.08	
32	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	—	0.05		JIS K 0102 43.2.3, 43.1.1		0.05	
33	有機リン	mg/L	—	0.1未満		昭和49年環境庁告示第64号付表1		0.1	
	以下余白								

その他

基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準

※ 電気伝導率は計量法第107条の対象外項目